

～ 連帯保証人になれる方へ ～



人吉市の奨学金を申請する場合は、連帯保証人を2名立てていただきます。

本資料は、連帯保証人とはこういった立場にあるのかを説明していますので、連帯保証人になれる方に必ずお渡しいただき、内容を十分に御理解いただいた上で、書類に記入押印されますようお願いいたします。

連帯保証人とは

(ウイキペディアより一部抜粋)

連帯保証人（主債務者と連帯して債務を負うとする特約を付した保証人）には、催告の抗弁権と検索の抗弁権はなく（454条）、事実上債務者と全く同じ義務を負う。

連帯保証人であれば、主債務者とほぼ同等の地位となるため、主債務者がどのような状況であっても、債権者は連帯保証人にいきなり返済を求めることが可能になる。

【言葉の意味】

※催告の抗弁権（さいこくのこうべんけん）・・・債権者が保証人に債務の履行を請求したときに、保証人が、まず主たる債務者に催告をなすべき旨を請求することができる権利をいう

※検索の抗弁権（けんさくのこうべんけん）・・・保証人が、債権者に対し、主たる債務者の財産につき執行をなすまで自己の保証債務の履行を拒むことができる権利をいう。

・・・ちょっと難しいのですが、つまりは次のようなことです。

連帯保証人とは、奨学金の返還について、奨学生と同等の責任を負います。奨学生本人が返還をしない場合は、その全額について返還をしなければなりません。

奨学生本人の返還資力の有無にかかわらず、奨学生本人の返還状況によっては、連帯保証人から先に請求が行われる場合があります。